

2号（保育認定・3歳児以上）

1. 副食費について（公立・私立共通）

副食費の徴収・免除の決定については、4月分から8月分については前年度市民税（前々年中所得）により、9月分から3月分については今年度市民税（前年中所得）により、決定します。

○副食費が免除となる場合

- ・年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

○第3子以降の子どもは、次の算定基準となります。

- ・年収 360 万円未満相当：年齢にかかわらず被監護者の数
- ・年収 360 万円相当以上：小学校就学前の子ども

2. 公立保育園ご利用の方

主食費・副食費・バス代（利用者のみ）の徴収については、利用月の翌月 10 日に口座振替により納付していただきます。10 日が土・日・祝日の場合は、次の平日が振替日となります。

口座振替依頼書のご提出と、毎月 10 日の前に口座残高の確認をお願いします。

3. 私立保育園・認定こども園ご利用の方

毎月の副食費等は、利用される施設へ納付していただきます。詳細は、各施設へお問い合わせください。